

令和8年度 第1回 島本町いじめ等対策委員会 次第

令和8年8月6日（木）午後2時～
島本町役場4階 議会第三・第四会議室

○ 教育長あいさつ

案件

- 1 委員長の選出
- 2 委員長職務代理の指名
- 3 島本町におけるいじめの状況について
- 4 いじめにおける今後の課題と具体的な取組みについて
- 5 事案検討
- 6 その他

- 資料1 委員名簿
資料2 島本町いじめ等対策委員会規則
資料3 島本町におけるいじめの状況について
資料4 いじめにおける今後の課題と具体的な取組みについて
資料5 島本町いじめ防止等基本方針（令和5年4月改定・同年6月一部修正）
資料6 「いじめ対応リーフレットの活用にあたって共通確認事項（教職員用）」
資料7 審議会の会議の公開に関する指針
資料8 島本町情報公開条例（抜粋）
別添 事案検討（当日配布）

令和8年度島本町いじめ等対策委員会 委員名簿

	氏 名	委員の構成	職業
1	室谷 光一郎	学識経験を有する者	弁護士 (室谷総合法律事務所)
2	飯田 享子	学識経験を有する者	医師 (高槻市医師会)
3	竹原 正和	学識経験を有する者	退職校長 (元 高槻市立中学校長)
4	三浦 潤子	その他教育委員会が 必要と認める者	臨床心理士
5	大松 美輪	その他教育委員会が 必要と認める者	スクールソーシャルワーカー (大阪府教育委員会)

参考

島本町執行機関の附属機関に関する条例（平成 24 年 12 月 18 日 条例第 21 号）抜粋

（設置）

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、別表執行機関の欄に掲げる町の執行機関に同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

（組織）

第 3 条 前条の附属機関（以下「附属機関」という。）は、別表委員の定数欄に掲げる人数の委員をもって組織する。

（委員の委嘱等）

第 4 条 附属機関の委員は、別表委員の構成欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

別表（第 2 条～第 4 条関係）

執行機関	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の構成
教育委員会	島本町いじめ等対策委員会	町立小・中学校におけるいじめ防止等について、教育委員会及び学校の要請に基づき、次に掲げる事項について検討及び調査をし、教育委員会に意見を具申し、又は報告する。 (1) 町立小・中学校におけるいじめ等の実態を把握し、有効な対策等を検討すること。 (2) 重大事案について、調査すること。 (3) その他いじめ防止等に関すること。	5 人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他教育委員会が必要と認める者

島本町いじめ等対策委員会規則（平成 26 年 3 月 31 日 島本町教育委員会規則第 3 号）抜粋

（組織）

第 2 条 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとする。

2 重大事案に直接の利害関係を有する者は、委員になることができない。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

島本町いじめ等対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島本町執行機関の附属機関に関する条例(平成24年島本町条例第21号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、島本町いじめ等対策委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員(以下「委員」という。)の定数及び構成は、条例別表に掲げるとおりとする。

2 重大事案に直接の利害関係を有する者は、委員になることができない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、教育委員会から要請があったときは、速やかに会議を開催しなければならない。

（意見の聴取）

第 6 条 委員会は、必要があると認めたときは、関係者に対して会議への出席、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育こども部教育推進課において処理する。

（その他）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（会議招集の特例）

2 第 5 条の規定にかかわらず、委員長が選出されていない場合にあっては、教育委員会が会議を招集する。

島本町におけるいじめの状況について

1 いじめの状況等

校種 \ 年度			R5	R6	R7
小学校	島本町	件数	72	151	171
		千人率	37.1	77.3	87.1
	大阪府	千人率	141.3	150.1	
	全国	千人率	97.4	101.9	

校種 \ 年度			R5	R6	R7
中学校	島本町	件数	63	75	138
		千人率	72.3	82.1	149.1
	大阪府	千人率	52.6	45.7	
	全国	千人率	40.7	42.6	

※千人率＝児童生徒１０００人当たりの発生率

※R7の大阪府、全国の数値は未公表

いじめにおける今後の課題と具体的な取組について

1 現状と今後の課題

(1) いじめ事案（疑含む）への初期対応

ア 初期対応については、いじめ防止等基本方針 [資料5](#)の「初期対応手順」に基づき、適切な対応が求められる。現在、各校において組織的な対応が可能となるよう体制の充実が図られており、現時点では、事案が深刻化したケースは報告されていない。

今後も、全ての事案に対して、適切な対応が行われるよう努めていく。教育委員会としては、各校で認知された全ての事案について、いじめ事象報告書の内容をもとに状況を把握し、1つ1つの事案に対して適切に対応が行われているか確認する。

イ 初期対応・指導が行われた後でも、事案が再び発生するケースがある。被害側と加害側の間で関係が完全に修復されなくても、事案が終息し、さらに被害側と加害側の双方が、事案の内容について合意に達することが重要である。

再発防止といじめの解消に向けて、被害児童生徒本人及びその保護者に寄り添う姿勢を大切にしつつ、加害者側と被害者側の双方に対して丁寧な説明を行い、継続的に見守りを行う。

ウ いじめ事案の発生と対応において、教育委員会への連絡が遅れるケースがある。特に「レベル1」に相当する事案では、迅速な情報共有が十分に行われなければならない。重篤化を未然に防止するための適切な指導や助言を続けていきたい。

教育委員会として、各学校に対して「いじめ事案報告対応フローチャート」の内容を改めて周知徹底を図るとともに、「レベル1」に相当する事案に関する情報共有の在り方について引き続き改善を図る。

(2) いじめの定義と構造に対する共通理解

ア 保護者・児童生徒・教職員の間で、いじめにおける認識のずれが生じることがある。

「いじめ防止リーフレット」[資料6](#)を効果的に活用するとともに、児童生徒だけでなく保護者に対しても、いじめの理解と未然防止に関する授業を積極的に実施し、理解促進を図る。

イ 対人関係やコミュニケーションに苦手を抱える児童生徒への理解が不足していることが原因で、二次的な被害としていじめが発生するケースがある。

児童生徒一人ひとりの個性や持ち味を大切にし、児童生徒同士が互いの違いを認め合える集団を育むことで、全ての児童生徒が安心して学べる学級や学校づくりを推進する。

2 令和8年度の具体的な取組

(1) 未然防止

SC と連携した SOS の出し方教育、SNS や生成 AI 等のリスク指導、児童会や生徒会による相談啓発などを組み合わせ、いじめの予防を強化していく。

(2) 早期発見

生活アンケートや複数の相談窓口、SC や SSW の巡回等によるアセスメントにより、児童生徒の変化を早期に把握する体制をさらに充実させていく。

(3) 組織的対応

校内いじめ対策委員会の機能を高め、初期対応や重大事態対応をスムーズに進めていくとともに、支援教育や人権教育など様々な観点から児童生徒に対する支援を行っていく。

(4) 関係機関との連携

警察や子ども家庭センター、医療機関との連携を強化し、学校だけで抱え込まない支援体制のさらなる構築を進めていく。

島本町いじめ防止等基本方針

令和 5 年 4 月 改 定

令和 5 年 6 月 一部修正

島本町教育委員会

目 次

はじめに

第1 いじめ防止等に関する基本的考え方

1	いじめの定義と基本理念	1
2	いじめ防止対策推進法によるいじめの定義	1
3	いじめの禁止	3
4	基本理念（教職員の意識）	3
5	いじめの未然防止	5
6	いじめの早期発見	5
7	いじめへの対処	6
8	いじめの「解消」の定義	8

第2 いじめ防止等のために町が取り組む施策

1	町のいじめ防止等基本方針の策定と組織の設置	9
2	町が取り組む基本的施策	11

第3 いじめ防止等のために学校が実施する取組

1	学校いじめ防止基本方針の策定	15
2	いじめ防止等の対策のための組織の設置	16
3	いじめ防止等に関する取組	17
4	いじめ早期発見に関する取組	18
5	いじめへの対処	18

第4 重大事態への対処

1	重大事態の発生	21
2	調査の実施	23
3	調査の方法	23
4	関係児童生徒に対する指導・支援	24

5	調査結果の報告及び提供	2 5
6	町長による再調査等	2 5
7	相談窓口について	2 6

〈参考資料〉

様式 1	教育にかかわるいじめ事象学期末報告書	2 8
様式 2	教育にかかわるいじめ事象報告書	2 9
資料 1	いじめ事案（疑い含む）への初期対応手順	3 0
資料 2	いじめ事案報告対応フローチャート	3 1
資料 3	重大事態発生時の対応フローチャート	3 2

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

とりわけ、滋賀県大津市におけるいじめによる児童の自殺事案に端を発し、マスコミでも一連のいじめに対する地方公共団体や教育委員会、学校の対応について、大きく取り上げられ、その対策や対応は、全国的な課題となっています。

「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）は、これらの課題解決に向け、社会総がかりで、いじめ問題に対峙（じ）するための基本的な理念や体制について定められた法律です。

本町においては、法の施行とともに、平成25年10月11日に文部科学省から示された「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、本町におけるいじめ防止等について、どのように取り組んでいくかの基本方向や、取組内容等について、組織的な対応が迅速に進められるよう、「島本町いじめ防止等基本方針」を定めたものです。

第1 いじめの防止等に関する基本的考え方

1 いじめの定義と基本理念

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、関係者や関係機関が一体となって継続的な取組を進めることが重要であり、児童生徒、保護者、教職員がいじめ定義と構造に対する共通理解といじめ対応についての共通認識を図ること、児童生徒の豊かな情操や道德心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。

また、いじめの背景にある児童生徒のストレス等の要因にも着目し、その改善と対処できる力を育む観点からの対応も重要です。

本町においては、いじめ行為を決して見逃すことなく、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりに努めるとともに、町、教育委員会、学校がそれぞれの役割を果たすとともに、連携して組織的ないじめ防止対策に取り組むことを基本理念とします。

なお、取組を進めるにあたっては、子どもの声を大切にし、子どもの最善の利益を考えます。

2 いじめ防止対策推進法によるいじめの定義

いじめの定義は、法第2条において次のとおり規定されています。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動に在籍している児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指します。

※2「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。

【具体的ないじめの態様の例】

- ・冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

(1) 法の対象となるいじめに該当するか否かの判断は、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように、いじめを広くとらえることが必要です。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行います。

(2) 個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめの被害を受けた児童生徒の立場に立ち、いじめに該当するか否かを判断します。

(3) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」である「いじめ対策会議」を活用して行います。

(4) 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに被害者に謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等は、

学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」である「いじめ対策会議」で情報を共有します。

- (5) いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察（TEL 072-672-1234：高槻警察署）に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図ります。

また、児童生徒の健全育成に向けて、犯罪被害防止や非行防止の取組をより一層充実させるために、本町では大阪府警察と平成31年3月に「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」を締結しており、この制度を適切に活用します。

3 いじめの禁止

いじめの禁止は、法第4条において次のとおり規定されています。

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

児童生徒一人ひとりに対して、「いじめは法で禁止されており、いじめは人間として絶対に許されない」という意識を徹底させること、いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されないという雰囲気为学校全体に醸成していくことが大切です。

また、いじめを教職員、その他の身近な大人やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育センターなどの相談機関を活用して伝えることは正しい行為であるということを、全ての児童生徒に理解させるとともに、実践できるように、定期的な指導を行う必要があります。

4 基本理念（教職員の意識）

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。全ての児童生徒が安心して

学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように、いじめの防止等への対策に取り組む必要があります。

- (1) 教職員は、いじめの未然防止のために、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切です。また、生徒指導の充実を図り、児童生徒が楽しく学び、安心・安全に学校生活を送れるように努めます。
- (2) 教職員は、「いじめは、どの子どもにも、どの学級でも起こりうることであり、人の命に関わる重大な問題である」ことを十分認識し、早期発見、早期対応に努めます。さらに、いじめの兆候（疑いを含む）に気付いた場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、児童生徒一人ひとりに対応した指導・支援を組織的に行うため、校内のいじめ対策会議に報告するとともに、保護者、地域住民や、警察、少年サポートセンター、児童相談所などの関係機関と連携を図ります。
- (3) 教職員は、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、情報モラル教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。また、児童生徒が、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、他者との円滑なコミュニケーションを図る能力を育成します。
- (4) 学校における最大の教育環境は教職員であり、児童生徒一人ひとりを大切にする意識や日常的な態度が非常に重要です。そのため、教職員は、日々の言

動が児童生徒に大きな影響を与えることを十分に認識しながら、教育活動を行います。

5 いじめの未然防止

(1) 大人の役割と責任を果たす

個々の大人（教職員、保護者、地域住民等）が、いじめの問題の重大性を正しく認識し、危機意識をもって取り組むことが必要です。また、大人の何気ない言動が子どもに大きな影響力をもつことに十分留意し、大人自身がいじめを助長するような言動を厳に慎むことが大切です。

(2) 教育活動全体を通じた人権教育を推進する

教科等指導、生徒指導、学級経営など学校教育活動全体を通して、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めます。特に、「特別の教科道徳」の時間や特別活動における集団指導や、様々な場面における個別指導を通して、他の人と共により良く生きようとする態度や規範等を尊重し、義務や責任を果たす態度を育成します。

6 いじめの早期発見

(1) 小さな変化を見逃さない

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要です。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても軽視せず、いじめではないかとの疑いをもって、積極的にいじめの認知に努めます。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的な「生活アンケート」調査や教育相談の実施、教育センターの教育相談（面談、電話）等、その他の相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守り、健やかな成長を支援していきます。

(2) 情報を共有し迅速に対応する

いじめの実態を把握することは、個人では困難であるので、児童生徒の小さな変化やいじめの兆候を発見したり、通報を受けた時は、一人で抱え込んだり、特定の教職員で対応するのではなく、早い段階から複数の教職員で情報を共有し、速やかに対応します。そのため、学校では、「いじめ対策会議」で組織的に対応し、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要があります。

7 いじめへの対処

(1) 事実関係の確認及び被害児童生徒のケアと安全確保

いじめ（疑いを含む）が確認された場合、まずは被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全確保を最優先します。また、児童生徒の個人情報 の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行います。

その上で、「いじめ対策会議」を直ちに招集し、組織として事実関係の確認を行います。

(2) 厳重な処分と粘り強い指導

加害児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示します。加害児童生徒には、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できる環境を整えます。

加害児童生徒自身には、深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合があります。加害児童生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るようにしていくため、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭を行うとともに、児童生徒の教育の第一義的責任を有する保護者と連携協力し、情緒的な安定を獲得していく中で、規範意識や社会性の育成をするように努めます。

その際、いじめたとされる児童生徒に対して、事実関係の確認を行い、教育委員会作成の「いじめ事案（疑い含む）への初期対応手順」（資料１）を活用するなど、教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決

定し、学校として対応していきます。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒（傍観者）に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう繰り返し指導を行います。

また、おもしろがってはやしたてるなどしていた児童生徒（観衆）に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であること理解させます。なお、いじめが起こった集団で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。

いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことです。また、全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていきます。

(4) 学校・家庭・地域との積極的な連携と住民への啓発活動

いじめは学校による指導だけで解決できない問題です。したがって、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域が連携し、いじめの問題について対策を推進します。

ア 保護者は、その子どもについて第一義的責任を有し、法第9条に定めるように、規範意識を養うための指導、いじめからの保護、いじめ防止措置への協力等を求められることから、家庭教育において適切な指導が行われるような働きかけを行います。

イ 家庭は、子ども一人ひとりの些細なサインを見逃さないよう、日頃から子どもとのコミュニケーションを積極的にとるよう努めます。

ウ 学校は、被害児童生徒に対して、家庭と連携し、いじめから児童生徒を必ず守るという強い姿勢を示すとともに、児童生徒やその保護者の思いに寄り添い、安心して安全な学校生活が送れるよう支援を行います。

エ 学校は、加害児童生徒に対して、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、児童生徒が抱える要因や背景を把握し、適切な助言や支援を行います。

オ 社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域が連携し、いじめの問題についての対策を推進することが必要です。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校協議会等を活用したりするなど、いじめの問題について、家庭、地域と連携した対策を推進します。

カ 保護者の責務を果たすことができるように、保護者など住民へ広くいじめの閲覧やこの問題への取組について理解が促されるよう、広報啓発を行います。

(5) 関係機関との連携

いじめの防止等を推進するためには、「島本町いじめ・不登校（虐待）対策連絡会」等を開催し、学校や教育委員会、町関係部局、その他関係機関が連携し、いじめ防止等の啓発などの取組を進める必要があります。

また、児童生徒に対して、教育上必要な指導を粘り強く行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などは、警察・児童相談所・医療機関等の関係機関との適切な連携も必要です。

そのためには、日頃から、教育委員会、学校、町関係部局及び関係機関の担当者間で情報を共有し、連携するための体制を構築します。

8 いじめの「解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることが必要です。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。

ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが重要です。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有します。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察します。

第2 いじめ防止等のために町が取り組む施策

1 町のいじめ防止等基本方針の策定と組織の設置

法では、地方公共団体が実施すべき事項として、大きく、次の4項目が規定されています。

- ① 地方いじめ防止等基本方針の策定（法第12条）
- ② いじめ問題対策連絡協議会の設置（法第14条第1項）
- ③ 教育委員会の附属機関の設置（法第14条第3項）
- ④ 町長の附属機関の設置（法第30条第2項）

町では、法及び平成25年10月11日に文部科学省から示された「いじめ

の防止等のための基本的な方針」を踏まえ、町として、いじめ防止等のための基本的な方針を定めることによって、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめへの対処が迅速かつ、体系的に行えると判断し、「島本町いじめ防止等基本方針」を定めることとします。

また、いじめ防止等の取組を進めるため、次の組織を設置し、迅速かつ適切に対応するものとします。

(1) 島本町学校サポートチーム

ア 学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に「島本町学校サポートチーム」（以下「サポートチーム」という。）を設置します。

イ 学校に対して、いじめ防止等に関する必要な助言・指導を行うとともに、いじめが発生した場合には、サポートチームの派遣による支援や必要な調査及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家による支援等を行い、いじめの解決のための対応を行います。

ウ 構成員は、指導主事、事案発生校の校長及び生徒指導担当者の他、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど専門的な知識及び経験を有する者で構成します。

エ サポートチームは、法第28条に基づき、自殺企図以外の学校での重大事態（疑いを含む）に係る調査を行います。（P.21 第4「重大事態への対処」を参照）

(2) 附属機関「島本町いじめ等対策委員会」の設置

ア 経緯や事案の特性、いじめの被害児童生徒又は保護者の訴えなども踏まえ、教育委員会が重大事態の判断をし、学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うため、附属機関「島本町いじめ等対策委員会」を設置します。

イ 構成員は、弁護士、医師、学識経験者や心理、福祉等に関し専門的な知識

を有する者など、5名以内で構成します。また、いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成するなど、当該調査の公平性・中立性の確保に努めます。

ウ 島本町いじめ等対策委員会は、教育委員会からの調査の諮問を受けて、法第28条1項に規定されるいじめの重大事態が発生した場合に、調査を行います。

2 町が取り組む基本的施策

(1) いじめの未然防止のための施策

ア 児童生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くため、話し合い活動を取り入れた特別活動の充実を図ります。

イ いじめの防止等に資する活動であって、学校に在籍する児童生徒が自主的に行う児童会・生徒会活動や、あいさつ運動、ボランティア活動などに対する支援を行います。

ウ 児童生徒及びその保護者が、いじめ防止の重要性に対する理解を深めるための啓発を行います。

エ 児童生徒や保護者が、インターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して啓発活動を実施します。

オ いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、いじめ問題に関する研修の充実を通じて教職員の資質向上を図ります。

カ 警察や関係機関との連携により、いじめの未然防止につながる「犯罪非行防止教室」等を実施します。

キ 学校の教職員が児童生徒と向き合い、家庭、関係機関、地域住民等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組めるよう、いじめに対して

適切に対応できる生徒指導体制の整備を推進するとともに、教職員の業務負担の軽減を図ります。

【具体的な取組・施策】

1. 小中生活指導研究協議会における生徒指導に関する連携推進
2. 府・町主催のいじめ防止等の生徒指導研修の実施
3. 犯罪非行防止教室の実施（全小中学校）
4. インターネットを通じて行われるいじめ防止とその対処について「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を中心に、関係機関と連携した啓発活動の実施
5. 島本町いじめ・不登校（虐待）対策連絡会、小中生活指導研究協議会、補導連絡会の開催

(2) いじめの早期発見のための施策

ア 各学校において、全児童生徒に対する「生活アンケート」調査を実施するよう指導するとともに、教育相談その他の必要な措置を講じます。

イ 児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、各学校に置いている「いじめ不登校対策委員会」や「いじめの相談窓口担当教員」について、児童生徒や保護者等に周知します。

【具体的な取組・施策】

1. 「生活アンケート」の年3回実施
2. スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの派遣
3. 町在住の0歳から成人までの本人、保護者、学校関係者を対象に、教育センターにおいて教育相談を実施

(3) いじめへの対処

ア 教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、下記の事項を学校へ指示します。

① 正確な事実を調査することを指示し、当該報告に係る事案について詳細な状況を把握し、適切な対応がなされるよう、指導・助言を行います。

② いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じます。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言を行います。

③ いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言を行います。

※「児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度」の適切な活用。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じます。

イ 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から、やむを得ない措置として、教育委員会は出席停止を命じます。なお、出席停止を命ずる場合は、児童生徒及び保護者に対し出席停止の趣旨について十分説明するとともに、事前に、児童生徒及び保護者の意見を聴取するよう配慮します。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないように配慮し、その期間中にも必要な指導を行います。

【具体的な取組・施策】

1. 年2回の生徒指導に関するヒアリングの実施
2. 学校サポートチームの派遣
3. インターネットを通じて行われるいじめに対しては、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」との連携や、大阪府教育委員会作成の「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」を活用しながら、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講じます
4. 学校に対し、出席停止制度の手続きを周知します

(4) 家庭や地域との連携

より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校協議会委員、地域の関係団体との連携促進や、学校協議会や放課後学習室など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

(5) 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、必要に応じて関係機関と相談します。

(6) 重大事態への対処

※（P.21 第4「重大事態への対処」を参照）

第3 いじめ防止等のために学校が実施する取組

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、一致協力する体制を確立し、教育委員会と連携し、学校の実情に応じた対策を推進します。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

(1) 学校いじめ防止基本方針の内容

各学校は、法第13条に基づき、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針（以下、「国基本方針」という。）町の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めます。

学校基本方針には、いじめ防止に関する学校の基本的な考え方のほか、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うための校内組織の設置や、未然防止、早期発見、重大事態も含め通報や相談があった場合の対処、当事者である児童生徒や保護者への指導・支援や助言、いじめが起きた集団への働きかけ、インターネット上のいじめへの対応などについて記載します。

さらには、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおきます。学校基本方針策定後、児童生徒、保護者に対して、いじめに対する考え方や取組について、理解を得るとともに、学校便りやホームページなどに掲載し周知を行います。

(2) 学校いじめ防止基本方針を定める意義

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が、個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となります。

イ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながります。

ウ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながります。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

法第22条に基づき、各学校はいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置します。

対策会議は、基本的に、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成します。内容・案件により、他の必要な教職員や学校関係者等の出席も可とするなど、校長が実情に応じて定めるものとします。

また、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担うものであり、具体的には、以下のような役割を担います。

いじめ対策会議の役割

【未然防止】

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には、緊急の対策会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対策を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているか

についての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行）

3 いじめ防止等に関する取組

教育委員会と学校は連携して、国基本方針に添付された「学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」などを参考にしながら、計画・取組などを基に創意工夫の上、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたります。

(1) 全ての児童生徒が主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくり

児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行い、学校における全ての児童生徒が安心して学べる「居場所づくり」に努めます。

(2) 学校の教育活動全体を通じての豊かな心の育成

道徳教育や人権教育、読書活動や体験活動等、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりをもち、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。

(3) 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え議論する機会

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒をいじめに向かわせないために、児童生徒がいじめを自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないよう、自主的にいじめの問題について考え議論する機会をつくります。

(4) 特に配慮を要する児童生徒についての支援

下記の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

【主な事例】

- ・ 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国にルーツを持つ児童生徒
- ・ 性同一性障がいや性的指向、性自認に係る児童生徒

4 いじめ早期発見に関する取組

(1) いじめに関する正しい理解と積極的認知のための校内研修等の実施

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるよう、校内研修等を年1回以上実施します。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

5 いじめへの対処 ※ P.31 資料2 「いじめ事案報告対応フローチャート」参照

(1) 速やかに「いじめ対策会議」に報告し、迅速かつ組織的な対応

児童生徒から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談、またアンケート調査にいじめの申告等があったときに、学校が当該事案に対して直ちに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性があります。

このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられたときは、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を直ちにいじめ対策会議に報告し、

組織的な対応を行います。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録し、保存しておきます。

※ 教職員がいじめの情報を抱え込み、いじめ対策会議に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ます。

(2) 被害児童生徒を徹底して守り通す

ア 被害児童生徒から個別に事実関係の聴取を行う際には、被害児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いわけではない」をはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意します。

イ その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えます。被害児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、被害児童生徒の安全を確保します。

ウ 被害児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員等）と連携し、被害児童生徒に寄り添い支える体制をつくります。被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、被害児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図ります。

(3) 加害児童生徒に対し毅然とした態度で指導する

ア 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

イ 加害児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。なお、加害児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。

ウ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えます。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

ア いじめの背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業作りを進めていくとともに、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていきます。

イ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。また、はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにします。

(5) 児童生徒の状況をきめ細かく把握し再発防止に取り組む

いじめが解消している状態と判断した場合でも、被害児童生徒及び加害児童生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努めます。

(6) 教育委員会に報告する

いじめ（疑いを含む）が確認された場合、「いじめ事案報告対応フローチャート」（資料2）に従い、情報を受けたその日に「いじめ対策会議」を開催するとともに、事案のレベルに応じて、教育委員会への報告を行います。

いじめ事案対応及び指導後、教育にかかわるいじめ事象の報告（様式1）もしくは（様式2）を、教育委員会へ提出します。

第4 重大事態への対処 ※P.32「重大事態発生時の対応フローチャート」参照

いじめの重大事態については、本基本方針及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を参照し、適切に対応します。

1 重大事態の発生

(1) 重大事態の意味（法第28条）

次のいずれかに該当する場合は、いじめの重大事態又は重大事態の疑いにあたります。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項）
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第2項）

「いじめにより」とは、法第28条第1項に規定する児童生徒の状況に至る要因が児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめの被害児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、次のようなケースが想定されます。

ア 児童生徒が自殺を企図した場合

イ 心身に重大な傷害を負った場合

- ・ 暴行を受け、足や腕などを骨折した。
- ・ 顔面を殴られて、歯が折れた。

ウ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 複数の児童生徒から金品を要求され、総額10万円を渡した。
- ・ 自転車が壊され、ため池に捨てられた。
- ・ スマートフォンを足で踏まれ、液晶画面が割れて壊された。

エ 精神性の疾患を発症した場合 など

- ・ 心的外傷後ストレス障害と病院で診断された。
- ・ 欠席が続き、当該校へは登校できないと判断し、他校へ転学した。

②の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」の相当の期間については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合はこれにかかわらず、学校及び教育委員会の判断で迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

(2) 重大事態の判断

重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。

重大事態に該当するか否かの判断は、学校からの報告をもとに教育委員会が判断し、速やかに対処方針を共有します。

(3) 重大事態の報告

上記(2)により重大事態（「疑い」を含む）に該当すると判断したときは、教育委員会は速やかに重大事態の発生を町長に報告します。

(4) 調査の主体と組織

教育委員会は、その事案調査を行う主体及び調査組織について判断します。

ア 「学校サポートチーム」が主体となって行う場合

自殺企図以外の重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止が必要と

判断する場合や、生命に関わる事案等学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、「学校サポートチーム」が調査を行います。

イ 附属機関「島本町いじめ等対策委員会」が主体となって行う場合

「学校サポートチーム」の調査が十分でないと判断した場合、また調査の過程及び結果に対する検証等がさらに必要と判断した場合などには、教育委員会からの調査の諮問を受けて、「島本町いじめ等対策委員会」が調査を行います。

2 調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情とし、どのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。

また、いじめと被害の因果関係、及びいじめによる「生命、心身又は財産の被害」の因果関係と被害（程度）の認定を行います。

- (1) 「精神的な苦痛」「精神性の疾患の発症」等の精神的・心理的被害も調査審議の対象とします。
- (2) 重大事態の多くは犯罪行為が伴っているケースが想定され、「暴行・傷害・脅迫・恐喝・強要・侮辱・名誉毀損・器物損壊」等の違法行為に該当するかの検証を行います。
- (3) 調査においては、行為者や学校関係者を含めた周辺関係者及びいじめを受けた児童生徒に関する行動・対応・心理的経過の検証についても留意します。

3 調査の方法

(1) 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合

ア 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、原則として、他の児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。

イ これらの調査を行うにあたっては、被害児童生徒を守ることを最優先とし、質問紙の使用にあたり、個別の事案が広く明らかになり、児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう、十分に内容を吟味して実施します。

(2) 被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

ア 児童生徒の入院や死亡など、被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査組織や内容・方法について協議し、調査に着手します。

イ 調査方法は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対して、質問紙調査や聴き取り調査などを行います。

4 関係児童生徒に対する指導・支援

(1) 被害児童生徒に対する指導・支援

ア 臨床心理士等の専門家と連携を図りながら、事情や心情を聴取し、被害児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行います。

イ 落ち着いた学校生活が送れるよう、組織的な見守りや学習支援等を行います。また、被害児童生徒を守るための方法の一つとして必要と判断した場合は、就学校の指定変更や区域外就学等、弾力的な対応を検討します。

(2) 加害児童生徒に対する指導・支援

ア 学校は、調査による事実関係の確認とともに、加害児童生徒に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。

イ 学校は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条に基づき、適切に、児童生徒に対して別室指導等の懲戒を加えます。

ウ 教育委員会は、学校として最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点から、学校教育法第35条及び島

本町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第19条の規定に基づき、出席停止措置の活用についての検討を行い、必要な場合は保護者に命じます。

5 調査結果の報告及び提供

教育委員会は、調査結果を町長に速やかに報告します。学校又は教育委員会は、被害児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、被害児童生徒やその保護者に対して説明します。これらの情報の提供にあたっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

6 町長による再調査等

(1) 再調査の方法

ア 5の調査結果の報告を受けた町長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のため、再調査の必要性があるか否かの判断について「島本町いじめ再調査委員会」に対して諮問を行います。

イ 「島本町いじめ再調査委員会」より、再調査の必要性がある旨の答申の報告を受けた町長が、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために調査が必要と認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について再調査(以下「再調査」という。)を行います。その際は、公平性・中立性を図りながら「島本町いじめ再調査委員会」(附属機関)が再調査を行います。当該委員会は、弁護士や医師などの専門的な知識及び経験を有するものを町長が任命し、組織します。その際、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者を任命し、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めます。

ウ 被害児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査結果等を説明します。これらの情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

町長と教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処や当該重大事態と同様の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

教育委員会においては、指導主事や教育専門員・臨床心理士の派遣などによる重点的な支援を行います。

また、町長は再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、その結果を町議会に報告します。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなりますが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。

7 相談窓口について

■ 島本町教育センター 電話 075-962-4238

月～金曜日 10:00～16:00（土日祝日、年末年始除く）

※相談は予約制（電話又は来館で予約）

教育相談等の日程については、ホームページや町の広報に掲載

<http://shimamoto-kyouiku.jp/kyouiku-center.top.html>

■ 大阪府の相談窓口

○すこやか教育相談24 なやみいおう 電話 0120-0-78310

24時間対応の電話相談窓口（IP電話不可）

○大阪府教育センター「すこやか教育相談」

・すこやかホットライン（子どもからの相談）

電話 06-6607-7361 Eメール sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

・さわやかホットライン（保護者からの相談）

電話 06-6607-7362 Eメール sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

・しなやかホットライン（教職員からの相談）

電話 06-6607-7363 Eメール sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp

※電話相談 月～金曜日 9:30～17:30（土日祝日、年末年始除く）

※メール相談 24時間受付（回答は後日）

※LINE相談（子ども専用）学校に掲示しているポスターや学校
で配付されたカード掲載のQRコードから友達登録

※FAX相談 06-6607-9826 24時間受付（回答は後日）

○被害者救済システム『子ども家庭相談室』

電話 0120-928-704（18才未満のみの対応・無料）

06-4394-8754（保護者用）

月・火・木曜日 10:00～20:00（祝日・休日除く）

※大阪府教育委員会が運用する民間連携支援機関による相談窓口

()年度 教育にかかわるいじめ事象 【 】学期末報告 ※2学期以降は、1学期のものに上書きする 島本町立第【 】学校

	発生日 (曜日) いじめ対策会議の日	場所	発見の きっかけ	態様 ※①～⑤	態様が 2つ以上ある時	概要等 ※加害、被害の事実確認ができていない時は、名前も記載する	主な 対応者	保護者への 連絡
1	月 日 ()	運動場						
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

※いじめの態様について

- ①冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③かるくぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、たたかれたり蹴られたりする。
- ⑤物品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

教育にかかわるいじめ事象報告書

学 校 名			
発生・発覚日	令和 年 月 日（ ）に 発生・発覚		
場 所			
発見のきっかけ	① が発見 ② からの訴え ③ からの情報		
いじめの態様	①冷やかしやからかい、悪口、脅し文句等 ②仲間はずれ、無視 ③暴力（かるいもの） ④暴力（ひどいもの） ⑤金品をたかられる ⑥金品を隠される、盗まれる、壊される等 ⑦嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたり ⑧PC やスマホ、SNS での誹謗中傷等 ⑨その他（ ）		
報 告 日	令和 年 月 日（ ）	報告者	
事象の概要	※第1回いじめ対策会議の開催日時： 令和 年 月 日（ ）		
当面の措置	① いじめられた児童生徒への対応 ② いじめた側の児童生徒への対応 ③ 保護者への対応		

資料 1

いじめ事案(疑い含む)への初期対応手順

① いじめシグナル(下記の例)をキャッチしたら、直ちに認知し、管理職及び生活(生徒)指導担当者に報告する。

※管理職及び生活(生徒)指導担当者は連携すること。

- (1) 本人からの訴え
- (2) 保護者からの訴え
- (3) 生活アンケートへの記載
- (4) 教職員の現場目撃情報



② 緊急いじめ対策会議を招集する。

- ・ 管理職、生活(生徒)指導担当者、担任等が集まり、短時間であっても、事実発生日・発覚日に第1回いじめ対策会議を開催すること。
- ・ 事実関係の聴取方法を検討する。複数の人間で見立て、対応方法を検討する。



③ いじめ被害者から事実関係の聴取を行う。

- ・ いじめられている児童生徒にも責任があるという考えはあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
- ・ 事案によっては、被害者の保護者と連絡を取り、今後の方針や対策方法について理解を得る。



④ いじめ加害者から事実関係の聴取を行う。

- ・ 複数の教職員で聴取すること。



⑤ いじめの目撃者からも事実関係を聴取する。

- ・ 情報収集後、事実関係を明らかにし、いじめ対策会議を開催し、いじめを認知をする。

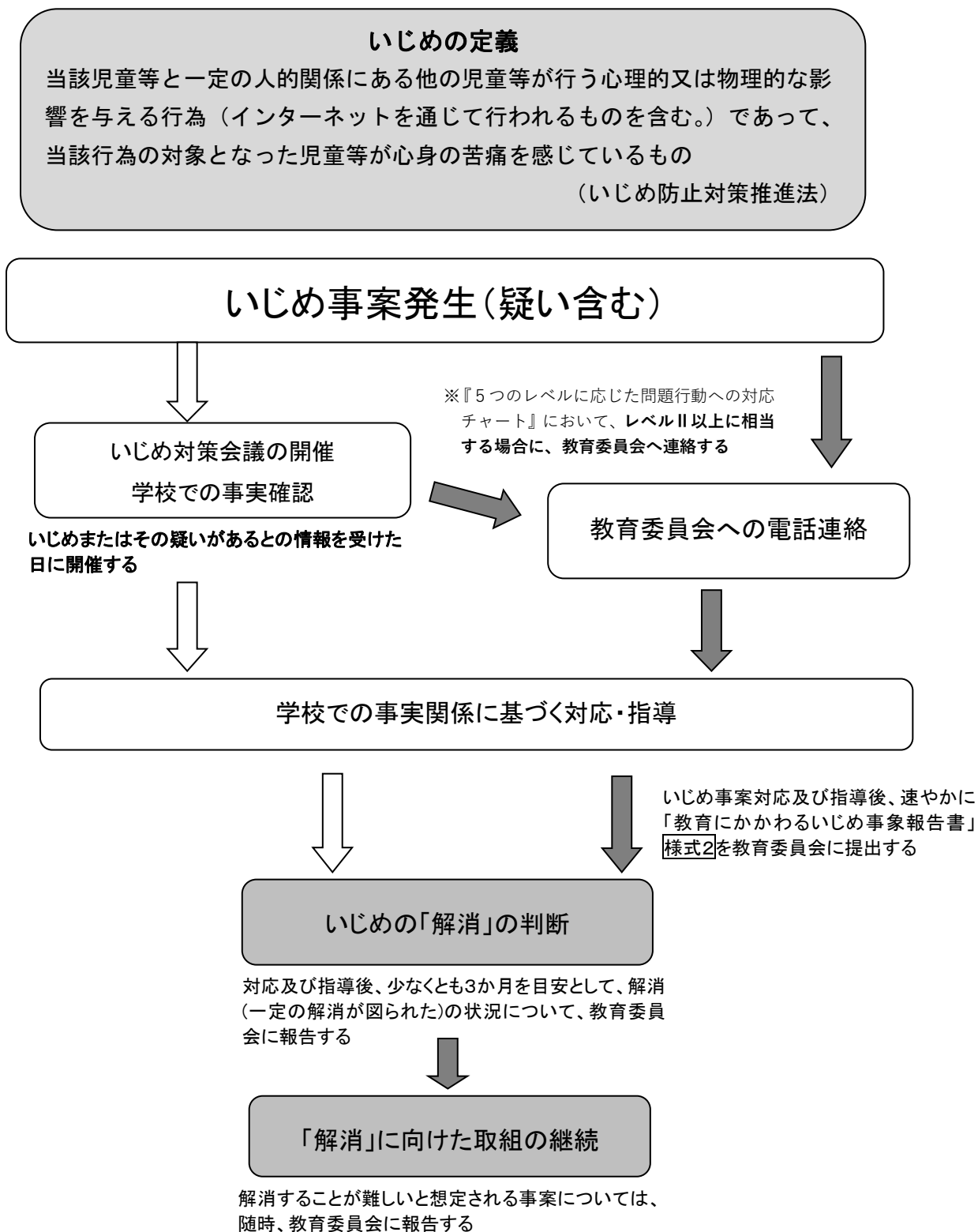


⑥ 被害者及び加害者の保護者に連絡し、今後の方針や対応について理解と協力を求める。

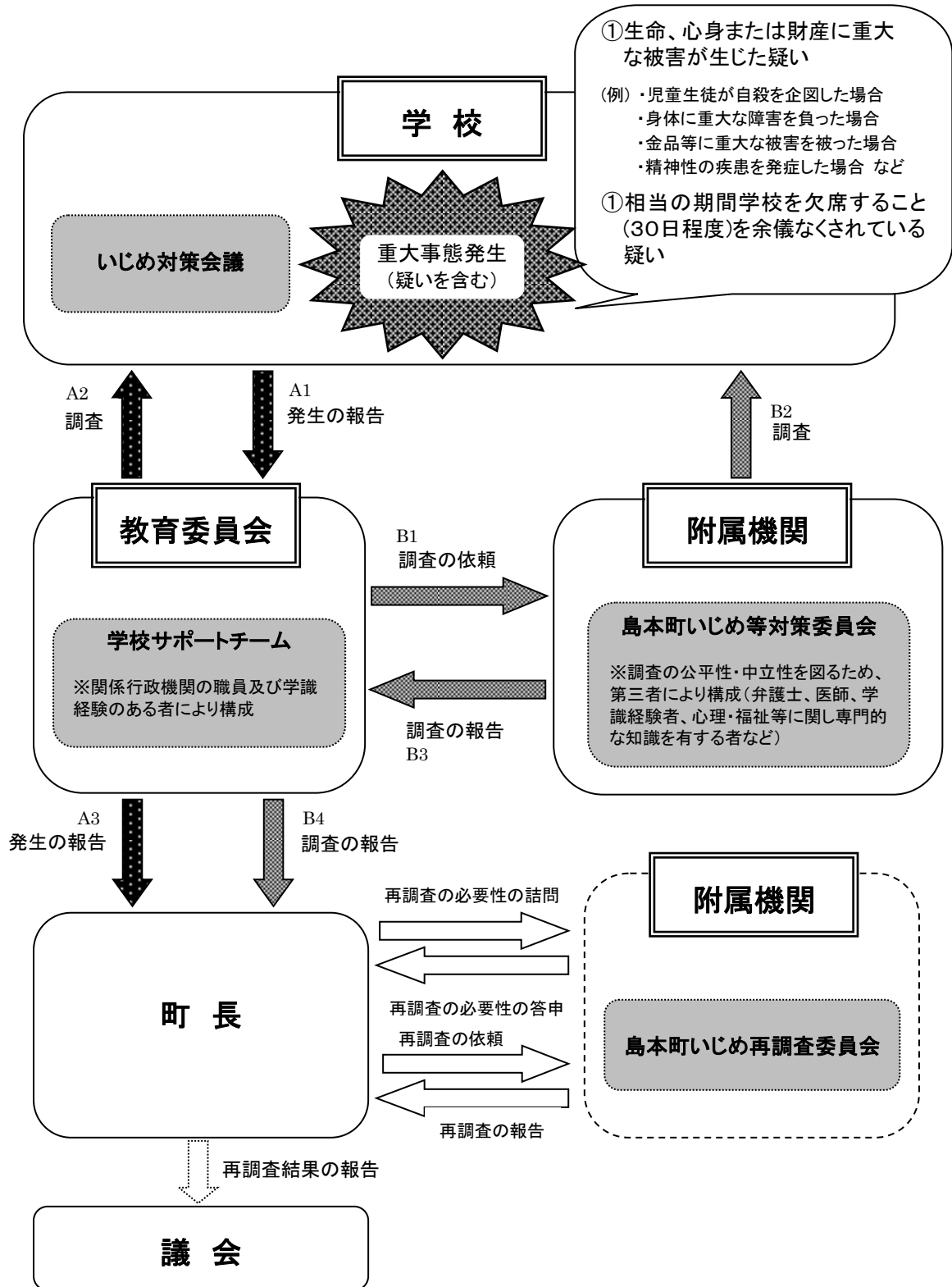


⑦ いじめ被害者にとって信頼できる人と連携し、いじめ被害者に寄り添い支える体制を作る。

いじめ事案報告対応フローチャート



重大事態発生時の対応フローチャート



あなたのまわりで こんなことはありませんか？ していませんか？



これらの行為は いじめ になります！

1

からかったり、人が
いやがるようなこと
を言ったりする。



2

仲間はずれやむしを
する。



3

軽くぶつかったり、
遊ぶふりをして
たたいたりする。



4

ひどくぶったり、
けったりする。



5

ものやお金を無理に
わたすように言う。



6

ものをかくしたり、
こわしたり、
すてたりする。



7

人がいやがることや
はずかしいと思うこと、
きけんなことをする。



8

パソコンやケータイ・スマホ
で悪口を言う。人がいやな
気持ちになること
をする。



9

うそやうわさを
ながす。



ストップ STOP! ネットいじめ

ネット上やSNS、メールやメッセージのやりとりでも
これらの行為は いじめ になります!



× メールやメッセージであらそう。
おこったり、あいてをバカにしたことばを送りつける。



× 人をからかう。
こうげきすることばをくりかえし送る。



× たくさんのアカウントを作って、人にメールやメッセージを送る。
人がこまるようなひどいことをくりかえしつづける。



× 人の悪口を言う。
悪い噂をながす。
人が傷つくようなことをされている動画を撮影してひろめる(拡散する)。
事実と違うことを書き込む。



× 自分以外の人になりすまして、ほかの人に悪口を送る。
人がこまるようなメールやメッセージを送る。



× 人の個人情報や、他の人に知られたくないことや画像を公開し、ひろめる(拡散する)。
人が送ったメールを勝手に公開する。



× わざとグループから仲間はずれにする。
1人だけにメールやメッセージを送らない。

▶ ネットいじめの被害にあったら…
スクリーンショットを撮るなどして、加害者のアカウント名やIDを記録しておきましょう。
それをもとに、SNSなどの運営会社に連絡し、違反報告や削除依頼を出しましょう。

▶ インターネット空間は匿名状態ではありません!
発信者情報の開示請求もできますので、加害者は社会的非難や制裁を受けることがあります。

あなたは人の痛みに気づいて
いますか？
いやな思いをさせていませんか？



これらの行為は いじめ になります！

1

ひ
冷やかしゃからかい、
わるぐち おど もんく ひと
悪口や脅し文句、人が
いやがることを言う。

2

なかま
仲間はずれや無視を
する。

3

かる
軽くぶつかったり、
あそ
遊ぶふりをして
たたいたりする。

4

ひどくぶったり、
け
蹴ったりする。

5

かね むり
ものやお金を無理に
わた
渡すように言う。

6

かく
ものを隠したり、
ぬす
盗んだりする。
こわ
壊したり、捨てたり
する。

7

ひと
人がいやがることや
は
恥ずかしいと思うこと、
きけん
危険なことをしたり、
させたりする。

8

パソコンやケータイ・スマホ
わるぐち い ひと
で悪口を言う。人がいやな
き も
気持ちになることをする。

9

うそやうわさを
なが
流す。

がっこう
学校は、いじめに対するための取組などについて「学校いじめ防止等基本方針」をつくり、学校のホーム
ページに掲載しています。

いじめに対応するために、校長・教頭・学年の先生・保健の先生・スクールカウンセラーなどが入ったチーム
があり、多くの先生であなたを見守っています。

ひとり
一人で悩まず、困ったときは相談しやすい先生に相談しましょう。

ストップ STOP! ネットいじめ

ネット上やSNS、メールやメッセージのやりとりでも
これらの行為は いじめ になります!



× 挑発行為

メールやメッセージで
争う。
怒ったり、相手をバカ
にしたことばを送り
つける。



× 迷惑行為

人をからかう。
攻撃のことばをくり返し
送る。



× ネットストーカー

複数のアカウントを
作って、人にメールや
メッセージを送る。
迷惑行為をくり
返し続ける。



× 中傷行為

人の悪口やうわさをひろ
げる。
人が傷つくようなことを
されている動画を撮影
して拡散する。
事実と異なる情報を書き
込む。



× なりすまし

自分以外の人になり
すまして、他の人に
悪口を送る。
人をトラブルに巻き
込むようなメールや
メッセージを送る。



× 拡散

人の個人情報や、他の人
に知られたくないことや
画像を公開し、拡散する。
人が送ったメールを無断
で公開し拡散する。



× 仲間外れ

意図的にグループ
から仲間外れにする。
1人だけにメールや
メッセージを送らない。

▶ ネットいじめの被害にあったら…

スクリーンショットを撮るなどして、加害者の
アカウント名やIDを記録しておきましょう。
それをもとに、SNSなどの運営会社に連絡し、
違反報告や削除依頼を出しましょう。

▶ インターネット空間は匿名状態ではありません!
発信者情報の開示請求もできますので、加害者
は社会的非難や制裁を受けることがあります。

保存版

いじめ防止リーフレットの活用にあたって
(教職員用)

令和8年度版

島本町教育委員会
島本町小中生活指導研究協議会

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

※平成18年度から、「一方的に」「継続的に」「深刻な」の文言が削除され、これまで以上に、いじめられた児童生徒の立場に寄り添った内容へ変更されました。

「ふざけていただけ」「軽い冗談」は、受け手が「嫌だ」と感じた時点でいじめとなります。子どもの訴えを主観で判断せず、苦痛の有無を重視し、客観的事実と心情を丁寧に聞き取ることが大切です。

2 主ないじめの種類

- 身体的いじめ
- 言葉のいじめ
- 社会的いじめ
- お金や物をとる・壊す
- 嘘・うわさを流す
- やりたくないことの強制
- 仲間外れ、集団による無視
- 性的いじめ
- ネットいじめ

児童生徒に示す具体的な「いじめ行為」

- ① からかわれたり、いやなことを言われたりする
- ② 仲間はずれ・無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、けられたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、けられたりする
- ⑤ ものやお金を無理に渡すように言われる
- ⑥ ものをかくされたり、こわされたり、捨てられたりする

- ⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされる
- ⑧ パソコンやケータイ・スマホで悪口を言われる、いやなことをされる
- ⑨ 卑わいなことを言われたり、身体を触られたり、性的な動画や画像を撮影・送信されたりする。

ネットいじめの種類

挑発行為	メール、メッセージを使つての争い、けんか。怒りの言葉、侮辱的表現を被害者に送りつけること。
迷惑行為	からかいや攻撃の言葉を繰り返し被害者に送ること。
ネットストーカー	ひどい迷惑行為を繰り返し続ける。
中傷行為	悪口をネット上で広げること。被害者の評判や人間関係に傷つけるように、噂話を第三者に送ったり掲示板に書き込んだり、画像などの情報をアップロードしたりすること。
なりすまし	被害者の評判や人間関係を傷つけたり被害者をトラブルに巻き込んだりするように、被害者になりすましてメールを送ったり掲示板に書き込んだり、画像などの情報をアップロードしたりすること。
拡散	自分の知っている被害者の個人情報や他の人に知られたくない情報や画像などをインターネット上に公開し拡散すること。
仲間外れ	インターネット上のグループから、被害者を意図的に仲間外れにすること。

3 いじめにつながる二つの条件

(1) 間違った認識（シンキング・エラー）

加害者は、自分の行動が正義であるかのように思っています。特に、そのような文化がある環境では、その認識に気づくことが難しいです。

(2) 人間関係にパワー・バランスがある

肉体的、精神的、知的、社会性などの差が存在する場合、対等にやり返すことができれば、ケンカとなります。

※この二つが揃うと、いじめ関係は維持され、深刻化する可能性があります。そのため、第三者の介入が必要となります。

4 間違った認識（シンキング・エラー）とその対応

●被害者意識

（そのいじめは）他の人が始めたから仕方がなかった。（いじめを）やらざるをえなかった。

→ **対応** 他の人の行動ではなく、自分の行動として考えさせます。

●他人を傷つけることの認識のなさ

そんなことで傷つくと思わなかった。相手の気持ちは考えていなかった。

→ **対応** 自分がその人の立場だったらどう感じるのかを考えさせ、共感を促します。

●自分勝手

やりたくないこと、つまらないと思うことはやらなくてもよい。やりたいことは、いつでもやりたいようにやってよい。

→ **対応** やりたくないことやつまらないことでも、やらなければならない場合があることを説明し、逆にやりたいことを我慢しなければならない場合もあることを理解させます。

●怒り

怒りによって他人をコントロールできる。怒りを脅迫、皮肉、暴力などの形で直接表現してもよい。

→ **対応** 怒りの原因に気づかせます。怒らずに解決できる方法を考えた方が、本人にとっても周りにとってもよいことを気づかせます。

5 いじめにあったときの対処方法

- (1) 誰かにこのことを言う（助けを求める）
- (2) 加害者にいじめをやめてほしいと伝える
- (3) 加害者の行動を無視し、その場から離れる
- (4) 自信のある態度をとる（その方がいじめは続きにくい）
- (5) SNS やチャットの証拠を残す（削除しない）

6 いじめの未然防止について

(1) いじめの未然防止に必要な包括的取組

- すべての教職員が、いじめに対する思い込みや誤解を捨て、正しい認識で取り組みます。
- 一部の教職員で動く又は個々の学級担任がそれぞれ注意する等の姿勢を改め、教職員全体で、学校として取り組む仕組みを作り、協力して実施します。
- 取組として、児童会・生徒会主催の行事や児童生徒の人格を育てるための授業を実施します。

(2) いじめ対策のシステム

- **ステージ1**（ユニバーサル支援）

学校全体で包括的ないじめ予防教育を行います。すべての教室で、すべての教職員によって実施します。

- **ステージ2**（初期対応、早期支援）

いじめの可能性のある出来事に対する初期対応や、いじめが起きやすい環境の改善、いじめの加害者や被害者になりやすい児童生徒への指導支援を行います。

- **ステージ3**（介入支援）

いじめが起きた後の対応を行います。二度といじめが起きないようにするための指導や環境改善を実施します。

(3) いじめ予防授業の前提

いじめ予防を実現するには、いじめの仲裁者を育てることが重要です。いじめが起きにくい集団をつくること、いじめ予防に取り組む前に集団を育てることが大切です。健全な集団があって初めて、いじめ予防に集中できる環境が整います。

(4) 予防授業のための教職員研修

担任がいじめの予防授業を実施します。いじめ予防の鍵は、仲裁者の行動にありますので、担任の行動は非常に重要です。日々の指導を行い、クラスの様子を細かく観察できる担任は、児童生徒にとって身近なモデルとなります。担任がいじめに積極的にかかわる姿勢を示すためにも、いじめを取り上げた授業を自ら行うようにします。

(5) いじめにあった時の行動

児童生徒には、いじめにあったときの対処方法をあらかじめ知らせておくことで、安心感をもたせます。また、これらの方法は仲裁者の立場での対処法としても活用できます。具体的にロールプレイを行うことで、児童生徒に確実なスキルとして身につけさせることができます。

「これは、遊びだから許される」「他の人もやっているから問題ない」といった間違った認識をもっているからこそ、教職員は児童生徒に「いじめかもしれない出来事にあったときの対処方法」を教える必要があります。行動に移せるレベルまで具体化しておくことが求められます。

(6) 二次障害としてのいじめ

「ある友達が自分をいつもにらんでくる。それで、自分は心身の苦痛を感じている。これは、いじめだから何とかしてほしい。」と訴えてきた場合、特別支援教育の視点が必要です。〇〇さんへの支援が十分でなかったため、今回の件が発生したと考えられます。学校内のいじめを取り扱う際、その背景に発達障害や家庭環境といった別の問題が含まれていないかどうかをまず考慮する必要があります。

(7) いじめと他の問題との関連

いじめ問題には、発達障害、不登校、非行、虐待など、さまざまな別の問題が絡んでいることが多いため、これらを一緒に考えることが重要です。いじめの問題が、二次的な問題として発生しているケースもあります。

「いじめ防止リーフレットの活用にあたって」補足

① いじめ防止リーフレットを、活用（配布）する前に…

この「いじめ防止リーフレットの活用にあたって（教職員用）**保存版**」を参考にして、いじめについて、学校、学年、教職員間で共通理解を深めることに役立ててください。

② いじめ防止リーフレットを、児童生徒に、活用（配布）する時に…

この「いじめ防止リーフレットの活用にあたって（教職員用）**保存版**」の内容の一部を、児童生徒に伝え、いじめに対して共通理解ができるような工夫をお願いします。

※児童生徒に必ず伝えてほしいのは、次の箇所です。

2 いじめの9種類

3 いじめにつながる二つの条件（シンキングエラーとパワーバランス）

5 いじめにあったときの対処方法

（児童生徒の発達段階に応じて、伝え方や内容は変わってくるかと思います。）

※道徳の授業等の時間を有効に活用し、丁寧に取り組んでいただければと思います。

- いじめ防止リーフレットは、**保存版** であり、家庭で大切に保管することを児童生徒に伝えてください。

島本町審議会等の会議の公開に関する指針

1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、住民の町政に対する理解を深めるとともに、町政の諸活動を住民に説明する責務を果たし、もって住民の参画による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

2 対象

この指針の対象となる審議会等は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長その他の執行機関に置かれる附属機関
- (2) その他、法令等の規定により公開することとされている会議体

3 会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により会議を公開することができないとされているとき
- (2) 会議が専ら審査請求、調停その他紛争の処理に係るものであるとき
- (3) 審議会等の人事に関し審議するとき
- (4) 島本町情報公開条例（昭和58年島本町条例第24号）第5条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に関し審議するとき
- (5) その他、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき

4 会議を非公開で行う場合の手続

- (1) 審議会等は、前項に定める基準に基づき、会議の全部又は一部を公開しないときは、審議会等の長が会議に諮って決定する。ただし、次のいずれかに該当するときは、審議会等の事務局があらかじめこれを決定し、会議に報告するものとする。

ア 前項第1号から第3号までのいずれかに該当することが明らかなとき

イ 審議会等の長が選出されていないとき

- (2) 審議会等は、会議の全部又は一部を公開しないときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 会議開催の公表

- (1) 審議会等は、公開で行う会議を開催するときは、開催予定日の1週間前までに、町ホームページへの掲載その他適当な方法により、会議開催について公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要がある、公表する暇がないと認めるときは、この限りでない。
- (2) 会議開催の公表事項は、おおむね次のとおりとする。

ア 会議の名称

イ 会議の開催日時及び場所

- ウ 予定している議題
- エ 傍聴定員及び手続
- オ 問合せ先
- カ その他審議会等の長が必要と認める事項

6 会議の傍聴

- (1) 会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を希望する者に許可することにより行うものとする。
- (2) 傍聴定員は、前項に基づく公表に際し、会場の都合等を勘案して、5人を下回らない範囲で審議会等が定める人数とする。
- (3) 傍聴の申込の受付（以下この項において「受付」という。）は、会議の会場の入口において、当該会議の開始時刻15分前から先着順により行う。ただし、会場の都合その他特段の事情があるときは、前項に基づく公表に際して、他の適当な受付場所又は受付開始時刻を指定することができるものとする。
- (4) 受付の開始時に傍聴を希望する者の人数が傍聴定員を超えているときは、それらの者の中から、抽選により傍聴の申込ができる者を決定する。ただし、傍聴定員を僅かに超えた場合において、傍聴席の増設が可能であるときは、審議会等の判断により、当該定員を超えた人数の範囲内で傍聴定員を増やすことができる。
- (5) 傍聴の申込は、傍聴希望申出書（様式第1号）を所定の受付箱に投函し、又は審議会等が指定する他の適当な方法により審議会等の長に提出することにより行う。
- (6) 傍聴の許可は、審議会等の長が会議に諮って決定する。この場合において、次のいずれかに該当する者は、傍聴を許可しないものとする。
 - ア 凶器等、他人に危害を与えるおそれのある物を携帯している者
 - イ 旗・のぼり・プラカード等の示威行為のための物を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (7) 会議の開始後における受付は、認めない。ただし、会議の休憩時において傍聴を希望する旨の申出があり、審議会等の長が会議に諮って認めたときは、この限りでない。
- (8) 審議会等は、次項に定める遵守事項を会場に掲示又は配布することにより傍聴者に周知し、会議の開催中における会場の秩序の維持に努めるものとする。
- (9) 審議会等の長は、傍聴者が次項に定める遵守事項に違反したときは、注意を与え、これに従わないときは退場を命じることができる。

7 傍聴者の遵守事項

傍聴者の守るべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てること等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定し、会場内での通話は行わないこ

と。

- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (7) 傍聴者は、審議会等の長及び事務局の指示に従うこと。
- (8) 会議の途中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

8 資料の閲覧等

- (1) 審議会等は、会議の公開に当たっては、当該会議に付される資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、当該資料に非公開情報が含まれているときは、この限りでない。
- (2) 閲覧用の資料は、原則として傍聴定員と同数を用意する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りはない。
 - ア 資料が大量であり、作成に要する経費負担が大きいとき
 - イ 資料が図書等で作成が困難であるとき
 - ウ 資料を会場に設置したモニター等に投影するとき
- (3) 閲覧用の資料が不足するときは、複数人で閲覧するものとする。
- (4) 審議会等は、会議終了の際に傍聴者から申し出があったときは、閲覧用の資料を当該傍聴者に配付することができる。ただし、審議会等の長が、資料を回収する必要があると判断したときは、この限りでない。
- (5) 審議会等は、会議の終了後速やかに、傍聴者の閲覧に供した資料を町ホームページで公表するものとする。

9 会議録の公表

- (1) 審議会等は、会議の終了後 1 か月以内に、次に掲げる事項を記載した会議録（様式第 2 号）を作成し、町ホームページへの掲載その他適当な方法により公表するものとする。この場合において、公表する会議録に非公開情報を記載してはならず、やむを得ず非公開情報を含む会議録を加工して公表しなければならない場合においても、電子データへの黒塗り処理をしてはならない。
 - ア 会議の名称
 - イ 開催日時
 - ウ 開催場所
 - エ 公開の可否
 - オ 傍聴者数（公開の場合）
 - カ 非公開の理由（会議の全部又は一部を非公開とした場合）
 - キ 出席者
 - ク 議題
 - ケ 決定事項等
 - コ 審議等の内容
 - サ 配布資料
 - シ その他必要な事項
- (2) 審議会等は、特に必要と認めるときは、前号に定める要件を満たす任意の様式により会議録を作成することができる。
- (3) 会議録を公表する期間は、会議を開催した日が属する年度の翌年 4 月 1 日か

ら起算して3年間とし、審議会等が必要と認めるときはこれを延長するものとする。

1 0 適用除外

- (1) この指針は、会議の公開に関し法令等に特別の定めがある場合における当該審議会等の会議の公開については適用しない。
- (2) 第3項から第8項まで及び第9項第1号ウからカまでの規定は、書面会議（会議の構成員その他出席者が対面の方法によらず、文書（電子資料を含む。）を媒体として意思を伝達する方法により開催する会議をいう。）により会議を開催する場合においては適用しない。

1 1 その他

この指針に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、各審議会等が定める。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年1月9日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和7年4月1日から施行する。

(様式第 1 号)

整理番号_____

傍聴希望申出書

○ 年度第 回 (年 月 日開催)

住 所	氏 名

(様式第 2 号)

会 議 録

年 月 日作成

会 議 の 名 称			
会 議 の 開 催 日 時	年 月 日 () 時 分～ 時 分		
会 議 の 開 催 場 所			
公 開 の 可 否	可 ・ 一 部 不 可 ・ 不 可	傍 聴 者 数	
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）			
出 席 者	委 員		
	事 務 局		
会 議 の 議 題			
決 定 事 項 等			
審 議 等 の 内 容			
配 布 資 料			

島本町情報公開条例【抜粋】

(非公開情報)

第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報を除き公開しなければならない。

- (1) 法令又は条例等の規定により明らかに公開することができないとされている情報
 - (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され得る情報。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 何人でも法令又は条例等の規定により閲覧することができる情報
 - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 法令又は条例等の規定により行われた許可、届出その他これに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められる情報
 - エ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
 - (3) 法人その他の団体(国、地方公共団体及び公共的団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該事業を営む個人に著しい不利益を与えることが明らかな情報。ただし、当該法人等又は当該事業を営む個人の事業活動によって、人の生命、健康若しくは心身の安全等、人の生活に著しい影響を及ぼすことが明らかな情報で、公益上公開することが必要と認められる情報を除く。
 - (4) 検査、監査、取締りの計画及び実施細目、入札の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業に関する情報、交渉記録その他関係者の利害が含まれている情報及び訴訟その他の紛争事案の処理方針に関する情報で、公開することにより行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を生じることが明らかな情報
 - (5) 審議、検討、調査研究等(以下「審議等」という。)に関する情報で、公開することにより審議等に著しい支障を生じることが明らかな情報
 - (6) 国、他の地方公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)の機関からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより国等との協力関係に著しい支障を生じることが明らかな情報
 - (7) 人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、捜査及びその他公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる情報
 - (8) 実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に個人又は法人等から提供されたものであって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報。ただし、人の生命、健康又は心身の安全等、人の生活に著しい影響を及ぼすことが明らかな情報で、公益上公開することが必要と認められる情報を除く。
- 2 実施機関は、前項各号に該当する情報であっても、一定の期間の経過により同項各号のいずれにも該当しなくなった場合は、当該情報を公開しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、当該該当する情報とそれ以外の情報とが容易に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、当該該当する情報が記録されている部分を除いて、当該情報を公開しなければならない。

(平15条例16・一部改正)